

年金 だより

国民年金保険料は 口座振替・クレジットカードでの前納をお薦めします

問 長崎北年金事務所 ☎095-861-1354 長崎南年金事務所 ☎095-825-8701
健康保険課年金係 ☎095-801-5821

下記の方法で国民年金保険料の割引を受けることができます。＜（注）割引額は令和7年度の場合です＞

申 年金手帳（基礎年金番号通知書）、金融機関の通帳および届出印（またはクレジットカード）を持参し申し込み

●通常、翌月末の引落しを当月末にする …………… 早割

毎月 60 円（年間 720 円）割引。※クレジットカード・納付書でお支払いの場合、早割はありません。

●6 か月分、1 年度分、2 年度分をまとめて支払う …… 前納

前納種類	引落し：支払い期日	口座振替	クレジットカード （納付書）	申込期限
6 か月	4 月～9 月分：4 月末 10 月～翌年 3 月分：10 月末	各 1,190 円割引	各 850 円割引	4 月～9 月分：2 月末 10 月～翌年 3 月分：8 月末
1 年	4 月～翌年 3 月分：4 月末	4,400 円割引	3,730 円割引	2 月末
2 年	4 月～翌々年 3 月分：4 月末	17,010 円割引	15,670 円割引	2 月末

※上記の期限以外にも年度の途中から前納申込ができます（6 か月前納の上半期を除く）。なお、2 年前納は「2 年前納（当初振替月～翌年度 3 月分）」または「2 年前納（4 月開始）」のどちらかの選択になります。

口座振替の申し込みは、マイナポータルで電子申請できます。

※電子申請にはマイナポータルの「利用者登録」および「ねんきんネットとの連携」が必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）でご確認ください。



消費者注意報

「還付金詐欺の電話」にご注意！

役場の職員などを名乗り「年金や医療費、保険料の払い戻し金がある」と言って、お金の受取手続きのため携帯電話とキャッシュカード等を持って ATM（現金自動預払機）に行くように誘導し、実際には本人口座の預金から犯人側口座へと振り込ませてお金をだまし取る、いわゆる「還付金詐欺」が多発傾向にあります。

事 例

役場の職員を名乗る男から、「保険料の払い戻しがあります。手続きは今日までです。」と言われ、携帯電話を持ってスーパーの ATM コーナーに行った。ATM 機の前で指示された番号に電話し、相手から指示されたとおり、ATM 機を操作した。後日、通帳を確認したところ、入金されているお金は見当たらず、反対に自己口座から他人の口座にお金を振り込んでしまっていた。

消費者へのアドバイス

1. 役場や金融機関などの職員が、ATM 機の操作を電話で指示することは絶対にありません。電話で「お金が返ってくるので ATM に行くように」と言われたら、それは詐欺です。そのまま電話を切ってください。
2. もし、還付金等に心当たりがある場合でも、すぐに ATM に向かったり、指示された電話番号に電話をかけたりせず、役場の担当部署に直接、電話をかけて確認しましょう。
3. 「お金が返ってくる」などの還付金詐欺に関する電話があった場合は、すぐに警察や消費生活センター、役場相談窓口等に電話するなどして相談をしてください。

★ご相談や困りごとは、長与町役場消費生活相談窓口または長崎県消費生活センターへご連絡ください。
長与町消費生活相談窓口（☎095-883-1111 代表） 長崎県消費生活センター（☎095-824-0999）